

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

## 現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」: 公共の場からの十字架撤去をめぐる

渡 邊 千 秋\*

### はじめに

2007 年に出されたいわゆる「歴史的記憶法」は<sup>1)</sup>、フランコ独裁体制にまつわる標章を公共の場から撤去することを定めた<sup>2)</sup>。その後、関連標章の撤去が進行するなかで、撤去に疑念・反対の声が上がりやすい一定の対象があることが明らかになってきた。それはローマ・カトリック教<sup>3)</sup>の標章、特に十字架である。たとえば周辺の山並みに囲まれた大きな十字架を建造物の外に掲げる追悼施設「戦没者の谷」はその存在全体が論争的となっているが、人々の日常生活により密着した例としては、教区教会の外壁や村の広場などに掲げられた戦死者を祈念する十字架を上げることができる<sup>4)</sup>。その撤去・もしくは維持をめぐる議論は絶えない。また残存するものには落書きがされていたり、石に刻

---

\* 青山学院大学国際政治経済学部教授

- 1) 正式名称の日本語訳は「内戦および独裁の期間迫害もしくは暴力に耐えた人々の権利を承認・拡大し措置をとるための、12月26日、52/2007法」であり、ここで記した標章撤去は第15条に規定されている。私的な記念に属するものに対して、また美術的、建築学的、宗教芸術的な観点から例外を認めることも定められており、撤去対象の基準にはあいまいさが残る。法律原文は以下を参照されたい。*Boletín Oficial del Estado (BOE)*, núm.310, 27 diciembre 2007, pp. 53410-53416. また日本語訳としては黒田清彦「スペイン『歴史の記憶に関する法律』(2007年12月26日法律第52号)」『南山法学』第32巻第1号, 2008年, 151-168頁が参考となる。
- 2) 同法の制定過程に関しては、以下の文献を参照されたい。加藤信吾「スペイン『歴史記憶法』の成立過程(2004-2008年)」『外務省調査月報』4号, 2008年, 1-28頁。
- 3) 本稿ではスペインにおける多数派の宗教として意識的に「キリスト教」ではなく「ローマ・カトリック教」という名称を使用する。
- 4) 一般的に「戦没者の十字架 (la cruz de los caídos)」と総称される。

まれた死者の氏名が故意に削り取られたりしているようなものもある。撤去にあたっての人々の反応も多岐にわたる。コルドバ南部の村ベナメヒでのケースのように、戦死者の名を刻んだ十字架の撤去が行われて「またフランコ時代の標章が一つ減った」と喜ぶ声もあれば<sup>5)</sup>、「自分たち」の戦死者の十字架を取り外させないように守ろうとする動きもある。十字架の立つ場所も多様であるため、それを「公共の場」と理解するのか、「私的な場」と理解するのか、統一見解は存在せず、したがってその後の処置方法もひとつではない。とりもなおさずこの意見の不一致こそが、現在のスペイン社会の心性だということはできそうである。

2011年3月に実施された社会学研究所の調査によれば、調査対象となった2463名のうち70%強がローマ・カトリック教徒であると自認している<sup>6)</sup>。戒律にしたがって宗教的実践を行う信徒の割合はこの数値よりはるかに下落するが、いまだローマ・カトリック教会<sup>7)</sup>によるしきたりに従う結婚や葬儀などを行う習慣は根強く、その意味では、スペインは一定の「カトリック性」を保ちつづけるヨーロッパ連合域内の一国と考えることができる。

他方では、そのような多数派を前に、少数派の宗教の信徒はマージナルな存在とされ、多くの制約を受けてきたのも事実である。しかし近年、従来少数派とされてきたイスラムやプロテスタント、ユダヤ教等の信仰を持つ人々の割合が増加している。また信仰をもたない人々、無神論者も一定の割合を占め、これらの人々と、伝統的なローマ・カトリック教の信仰をもつ人々が現実に共存するのが現代スペイン社会でもある。

---

5) “Un símbolo franquista menos”, en *El Público*, 2 octubre 2009. <http://www.publico.es/espana/257311/un-simbolo-franquista-menos> (最終アクセス日 2011年5月16日)

6) 「宗教的事項に関して、あなたは自分をどう定義しますか」という質問への回答は、カトリック信徒(76,2)、他の宗教の信徒(2,7)、信じていない者(no creyente)(13,4)、無神論者(9,3)、無回答(2,0)という割合である。なお具体的な調査結果に関しては、下のURLを参照されたい。[http://datos.cis.es/pdf/Es2885mar\\_A.pdf](http://datos.cis.es/pdf/Es2885mar_A.pdf) (最終アクセス日 2011年5月16日)

7) 本稿ではローマ・カトリック教徒の共同体をローマ・カトリック教会と呼ぶ。なお、以下教会と略記する。

現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」：公共の場からの十字架撤去をめぐる

本稿では、「スペイン内戦」という含みをもった戦没者のための十字架から一歩離れて、より「一般的な」「通常の」ローマ・カトリック教の宗教的標章としての十字架に眼を移そう。近年の宗教関連政策の枠組みをとらえなおし、スペイン社会において今なお多数派であるとされるローマ・カトリック教信徒が直面している現状として、現代社会の「世俗化」<sup>8)</sup>の一側面を整理することを試みたい。

### 宗教をめぐる法的枠組み：前史と現状

第二共和国期（1931-1936年）のスペインでは、一連の反教権主義的政策が実施された。まず、第二共和国憲法は国教をもたない国としてスペインを規定し、教育修道会であるイエズス会を国外に追放した。またその他の修道会に関しても、特別法によってその教育・経済活動等を制限することを定め、1933年2月には宗派と修道会法を発布することによってこれを実行に移した。確かに教皇庁は公式には既存の政治体制である第二共和国を尊重する政治路線を選択したが、聖職者や活動的な平信徒のなかには反共和国の立場を鮮明にしたものも多かった<sup>9)</sup>。当時の社会心性は、反教権主義的な行動にでる民衆を後押しし、共和国末期には教会建造物や教会関係者に対する暴力的な行為が恒常化するまでになった。

軍部の反乱を機に、1936年7月、スペインは内戦に突入したが、内戦開始後の数ヶ月間に聖職者の大量殺戮が起こった。そのような状況にあって第二共和国のもとでの反教権的政策への不満、また民衆の教会に対する暴力行為への恐

---

8) 本稿ではスペイン語での *secularización* を「世俗化」、フランス語での「ライシテ (*laïcité*)」にあたるスペイン語 *laicidad* を「脱宗教性」、また *laicización* を「脱宗教化」、*laicismo* を「脱宗教主義」として訳出した。しかし特定の現象が社会学・政治学・神学等で違う名称で呼ばれていることから、これらの諸用語がコンテクションを抱えているのは明らかである。なお研究分野による「世俗化」現象に関する名称にみられる相違については、Faggioli, Massimo, *Breve storia dei movimenti cattolici*, Roma, Carocci Editore, 2008, p. 113.

9) 聖職者が共和国に反対する思考・行動を正当化した例としては、以下を参照されたい。Castro Albarrán, Aniceto de, *Derecho a la rebeldía*, Madrid, 1934.

れと悲しみ、そして怒りから、スペインにおける教会の高位聖職者の大部分がフランコの反乱を「聖戦」とみなした。そして教会は、戦闘にあるフランコ軍側の兵士たちの精神的支柱となり、またフランコ軍の正当性を国際的に喧伝する役割を担ったのであった<sup>10)</sup>。戦後に構築されたフランコ独裁体制では、ローマ・カトリック教が国教として再度規定されるとともに教会が社会規範を監視する役割を担い<sup>11)</sup>、「ナショナル・カトリシスモ」と呼ばれる政教一致の状況が生まれた<sup>12)</sup>。政治においても教皇庁とのつながりの強いローマ・カトリック教信徒が重用され、1953年には独裁体制と教皇庁とは新たにコンコルダートを締結するに至った<sup>13)</sup>。

実のところ、1960年頃までローマ・カトリック教以外の宗教の信徒は、スペインでは非常に少数であった。しかし第二バチカン公会議の開催（1962–1965）以降、状況に変化が生まれた。教会は多元的社会における政治協同体と教会との関係に新たな理解をうながした<sup>14)</sup>。この公会議が1965年12月『信教の自由に関する宣言』で宗教的自由の原則を打ち出したのを背景に<sup>15)</sup>、国教をローマ・カトリック教としたフランコ独裁体制下のスペインにおいても、ローマ・カト

10) スペイン司教団の名で、1937年7月に、共和国軍側のカトリック教会に対する残虐行為を糾弾する集団司牧書簡が出されたことが端的な例であろう。また、内戦期のカトリック教会の動向の詳細に関しては、以下の文献を参照されたい。Álvarez Bolado, Alfonso, *Para ganar la guerra, para ganar la paz*, Madrid, Universidad Pontificia Comillas, 1995.

11) 1945年7月のスペイン人憲章第6条は「カトリック教の信仰・実践は、スペイン国家の宗教であり、公的保護を享受する」と定める。Redondo, Gonzalo, *Política, cultura y sociedad en la España de Franco. tomo I. La configuración del Estado español, nacional y católico (1939–1947)*, Pamplona, EUNSA, 1999, pp. 768–769.

12) Molina Meliá, Antonio, “Las minorías religiosas en el derecho histórico español” en Bonet, Jaume (ed.) (et al.), *Acuerdos del Estado español con los judíos, musulmanes y protestantes*, Salamanca, Universidad Pontificia de Salamanca, 1994, p. 31.

13) 1931年まで有効だった1851年コンコルダートは第二共和国により破棄されたと理解されている。

14) 第二バチカン公会議は政治共同体と教会の自立性と健全な協力を説いたとされ、これは『現代世界憲章』76番に依拠している。cf. 日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『信教の自由と政教分離』カトリック中央協議会、2007年、98–99頁。

15) 『信教の自由に関する宣言』の全文は、南山大学編『公会議公文書全集 (VII)』(3ed.) 中央出版社、1980、437–459頁を参照されたい。

現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」：公共の場からの十字架撤去をめぐる  
リック教以外の宗教，特にプロテスタントを対象に，漸進的に宗教的自由への  
門戸が開かれていった。宗教的自由法の制定が発案され，1966年になるとその  
草案は法務・外務両省の副書記と教皇庁大使によって構成される委員会に付さ  
れた。その後，スペイン・カトリック司教協議会に提出され，そこでの内容修  
正を経て，1967年1月には教皇庁国務長官に送られた。そしてコルテスでの議  
論を経たのち，最終的に1967年7月1日に「宗教的事項における自由につい  
ての市民権の公使を規定する44/1967，6月28日法」として発布されたのであつ  
た<sup>16)</sup>。ただし，この宗教的自由法は登録した宗派のみが適用をうけることがで  
きたが，スペイン福音教会 (Iglesia Evangélica Española)，スペイン長老改革教  
会 (Iglesia Española Reformada Episcopal)，洗礼・福音派連合 (Unión Evange-  
lista Baptista) などは，個人のレベルに限定された信仰表明など法律が課す制限  
を不服として，非カトリック的結社としての登録に応じなかったという経緯が  
ある<sup>17)</sup>。

前述の1953年コンコルダートは，体制移行期に調印された1976年協約・1979  
年協約によって廃止された。これらの協約は，ローマ教皇庁が国際法上の法人  
格を有していることで結ばれたのであって，またローマ・カトリック教がス  
페인における伝統的宗教として歴史的に存在し続けてきたことの証であると  
もいえよう<sup>18)</sup>。

とはいえ，フランコの死から民主体制移行期を経た現在のスペインは，宗教  
の多元性を容認する民主主義国家である。現行1978年憲法は第16条でどの宗  
教も国家的性格をもたない国としてのスペインを規定するとともに，信教・良

---

16) 原文は *BOE*, núm.156, 1 julio 1967, pp.9191-9194. <http://www.boe.es/boe/dias/1967/07/01/pdfs/A09191-09194.pdf> (最終アクセス日 2011年5月19日)

17) Hermet, Guy, *Los católicos en la España franquista. II. Crónica de una dictadura*, Madrid, CIS, 1986, p. 395. Alberca de Castro, Juan Antonio, “La evolución de al libertad religiosa en España”, en Castañeda Delgado, Paulino (ed.) (et al.), *La libertad de conciencia. XVII Simposio de historia de la Iglesia en España y América*, Córdoba, Publicaciones Obra Social y Cultural Cajasur, 2008, p. 113.

18) スペインの現行教会法については，日本スペイン法研究会・サラゴサ大学法学部・Nichiza 日本法研究班 (編) 『現代スペイン法入門』京都，嵯峨野書院，2010年，298-329頁に詳しい。なお以下，同文献を『現代スペイン法入門』と略記する。

心の自由を謳う<sup>19)</sup>。また信教の自由の基本的権利を具体化し、憲法規定を直接に解釈・補完するものとして、1980年7月には信教の自由に関する組織法が制定されている<sup>20)</sup>。その後、1992年4月、スペイン福音宗教団体連盟、スペインユダヤ共同体連盟、スペインイスラム委員会とはそれぞれ国家と協調のための協約を結ぶに至った<sup>21)</sup>。

しかしながら、前述の憲法第16条にある「公権力は、スペイン社会の宗教的信条を配慮し、カトリック教会及びその他の宗派との当然の協力関係を維持する。」という表現にみられるとおり、ローマ・カトリック教は他の諸宗教とは別扱いされている。この条文が教会と国家との間に長年にわたって構築された関係性の維持に道を開いているとも解釈しうる。

実際のところ、現代のスペイン社会では、教会とスペインに居住する人々、そして国家とのあいだのコンフリクトが後を絶たないのが現状である。その根源には、国による教会に対する税制や教育面での優遇措置の存在があると考えられる。税制面でいえば、納税時に教会への寄付を選択した人々に関して所得税の一部0.7%が国庫から教会に納められている一方で<sup>22)</sup>、現状ではローマ・

19) 参議院憲法調査会事務局『スペイン憲法概要』2001年、頁28。条文は以下のとおり。「第16条 ①個人および団体の思想、宗教および礼拝の自由は、これを保障する。その表明については、法律により保護される公の秩序の維持に必要な範囲を超える制限を受けない。②何人も、その思想、宗教又は信仰を表明することを強制されない。③いかなる宗派も国家的性格をもたない。公権力は、スペイン社会の宗教的信条を配慮し、カトリック教会及びその他の宗派との当然の協力関係を維持する。」その他、第14条を初めとする宗教にかかわる条項が存在するが、この点については『現代スペイン法入門』を参照されたい。

20) この組織法はすべての宗派を対象とするが、国家との関係性において、スペインに著しく定着した宗派との特別な法的枠組みを構築する余地を残す。Cf. 『現代スペイン法入門』、頁306。なお、組織法全文は以下のURLで読むことができる。<http://www.boe.es/boe/dias/1980/07/24/pdfs/A16804-16805.pdf> (最終アクセス日2011年5月15日)

21) Olmos Ortega, María Elena, “Los acuerdos con la FEREDE, FCI y CIE”, en Bonet, Jaime (ed.) (et al.), *Acuerdos del Estado español con los judíos, musulmanes y protestantes*, Salamanca, Universidad Pontificia de Salamanca, 1994, p. 97.

22) 2011年5月現在でいえば、納税者が該当箇所印をつけると、使途指定納税として0.7%がローマ・カトリック教会に納められる。カトリック教会以外の使途指定納税用費目には「社会的目的」と呼ばれるものがあり、選択肢はこれら2つのみである。スペイン・カトリック司教協議会は教会への納税増を目指して、2011年6月

現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」：公共の場からの十字架撤去をめぐるカトリック教以外の宗教はこの処置の対象外である<sup>23)</sup>。教育においては、教育修道会が経営する私立の教育機関が申し合わせによる学校 (los colegios concertados) として「公教育」を担っている。また、学校教育で開講される宗教科目の大多数はローマ・カトリック教の公教要理によるものである。その上、宗教科目の教員選出・採用は、科目の特殊性からそれぞれの宗教に任せられており、ローマ・カトリック教の場合は学校が属する地域の教会聖職者に委ねられているのが現状である<sup>24)</sup>。その一方で、例えばセウタなどのイスラム教人口の多い都市ではイスラム教の授業も設置されてはいるものの、ローマ・カトリック教以外の宗教科目が設置されている学校は、それを希望する生徒・保護者<sup>25)</sup>の割合からすれば非常に少ないといわれる<sup>26)</sup>。また2007年より、社会労働党政権は「公民意識のための教育」<sup>27)</sup>という科目を設置し、多元主義的な道德教育の発展を目指そうとしている。しかし、ローマ・カトリック教信徒の父兄から

---

が期日の確定申告にむけて、納税者に該当箇所印をつけるよう呼びかける“XTANTOS”という大規模なキャンペーンを行っている。

- 23) ただし、宗派間の機会の平等という観点から、カトリック以外でスペインに定着している宗派に対する国家的助成を行う機関として、多元主義と共生財団 (La Fundación Pluralismo y Convivencia) が設立されている。
- 24) 1999年2月26日の協約 (convenio) により定められたこのような教師には、国家が給与を支払う。またこの点は、現行の2006年5月3日の2/2006組織法でも維持されている。Martínez Sánchez, Isidro, “Marco normativo general. Interpretación del acuerdo sobre asuntos económicos”, en J. Otaduy, y D. Zalbidea (eds.), *El sostenimiento económico de la Iglesia Católica en España. Nuevo modelo. Actas del VII Simposio Internacional del Instituto Martín de Azpilcueta*, Pamplona, EUNSA, 2008, pp. 36-37.
- 25) スペインの現行憲法は子供の道德・宗教教育に関する親の自由権を明文でみとめている。詳細に関しては、以下の論文を参照されたい。ペドリサ, ルイス「親の宗教教育権の憲法的考察 (三)」『法学論叢 (京都大学)』第161巻2号, 2007, 135-155頁。
- 26) たとえば2010年8月のカタルーニャ自治州では、要望があるにもかかわらず、カタルーニャ語を使用できる教師が求められていることも関係し、イスラム教およびユダヤ教の宗教科目は設置されていない。“Las escuelas públicas no tienen ni un profesor de islam”, en *El País*, 13 agosto 2010. [http://www.elpais.com/articulo/cataluna/escuelas/publicas/tienen/profesor/islam/elpepiespcat/20100813elpcat\\_2/Tes](http://www.elpais.com/articulo/cataluna/escuelas/publicas/tienen/profesor/islam/elpepiespcat/20100813elpcat_2/Tes) (最終アクセス日2011年5月15日)
- 27) この科目の設置目的や教授内容の詳細については、以下の文献を参照されたい。村越純子「スペインの義務教育制度におけるシティズンシップ教育教科の位置づけ」『埼玉大学紀要教育学部』60-1, 2011年, 33-48頁。また法律の全文は *BOE*, 5 enero 2007, núm.5, pp. 715-721.

は、宗教的自由に反するという理由で子どもの受講を拒否し、また学校でこの科目が必修化されていることの是非を問うため裁判に訴える人々も出ている<sup>28)</sup>。

### ロドリゲス・サパテロ社会労働党政権（2004-）による宗教政策の方向性

ロドリゲス・サパテロ政権の宗教政策は、同じ社会労働党のゴンサレス政権（1982-1996）のとった政策と比較して、「世俗化（secularización）」「脱宗教主義（laicismo）」をより明確にした政策をうちだそうとする立場と、1978年憲法に基づいて、ローマ・カトリック教その他宗教諸派との協力を目指す立場との間で揺れ動いている、と評される。長年ローマ・カトリック教が国教であったスペインでは、「脱宗教性（laicidad）」という用語が政治的に使用されはじめたのさえ「ごく最近」である。そして、その用語を使用すること自体が、一方では教会高位聖職者の反発を招きながらも宗教的多元性を押し出し、他方、教皇庁との合意・協調関係をなんとか維持しようという意図の反映でもある<sup>29)</sup>。

政府と教会の経済面での協調関係は、1979年協約で規定されて以降、形態は変化しながらも維持されている。最近の例でみれば、ロドリゲス・サパテロ政権下の2005年12月には法律が改正され、納税者のうちで希望した者の直接税0,5239%が国庫から教会に納められる方式から<sup>30)</sup>、既に指摘した現在の割合0,7%に変更された<sup>31)</sup>。その一方で、翌年2006年6月26日に与党である社会

28) たとえばカトリック教会の高位聖職者や「スペイン家族フォーラム」「カトリック全国父母保護者連合（La Confederación Católica Nacional de Padres de Familia y Padres de Alumnos）」などが科目受講の良心的拒否を表明している。“La objeción de conciencia a Ciudadanía no es legal”, en *El País*, 13 febrero 2008. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/objecion/conciencia/Ciudadania/legal/elpepusoc/20080213/elpepusoc\\_5/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/objecion/conciencia/Ciudadania/legal/elpepusoc/20080213/elpepusoc_5/Tes) (最終アクセス日 2011年5月9日)

29) Díaz-Salazar, Rafael, *España laica. Ciudadanía plural y convivencia nacional*, Madrid, Espasa Calpe, 2008, p. 146.

30) この割合を決定したのは1987年12月の33/1987法である。1988年から適用された。その後、31/1990法、21/1993法、54/1999法等で徴収方式や国庫から教会への支払い方式等に変動は生まれたものの、0,5239%という割合は引き継がれていた。

31) 国庫のカトリック教会に対する直接援助の変遷をその性質と内容から三期に分けて分析する研究もある。以下の文献を参照されたい。Martínez Sánchez, Isidro, *op. cit.*, pp. 20-26.

現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」：公共の場からの十字架撤去をめぐる労働党は『自由のための枠組みとしての脱宗教性 (La laicidad como marco para la libertad)』と題した会議を開催し、教会が享受している税制上の優遇措置を撤廃し、「脱宗教性」と平等の精神に基づいて、教会が自助努力で活動資金を調達するよう勧告している。また同会議での討論とその結論として出された文書の内容は、宗教団体、特に教会に対する国庫からの助成に関する事項に終始している<sup>32)</sup>。

ロドリゲス・サパテーロの第二任期が開始された2008年以降、1980年の宗教的自由法を改正しようとする動きが再び活発となった。2009年、当時第一副首相であったフェルナンデス・デ・ラ・ベガを長とする小委員会が改正法の草稿を練り、2010年の夏季休暇に入る直前の国会に改正法案として提出される予定であった<sup>33)</sup>。2010年6月に公になった草案は、公権による諸宗教に対する扱いの平等性・中立性を根底に据えた「脱宗教性」を謳っている<sup>34)</sup>。また具体的には、公共の場からの十字架の撤去をはじめとして、これまでローマ・カトリック教の礼拝に従って行われてきた公的式典を「脱宗教化」することなどが挙げられている<sup>35)</sup>。しかし2010年7月、宗教的自由法改正への動きは停止した。この時点で、政府は予定されていた法案の夏休み前の国会への提出を先送りする

---

32) なおこの会議では、少数派の宗教に関して国家が直接補助金を支給する件については、ローマ・カトリック教会の自己資金調達が近い将来行われるはずであることを理由に拒否された。会議の文書は社会労働党のHPで読むことができる。<http://www.psoe.es/institucional/docs/438724/page/documento-conclusiones-la-jornada-laicidad-como-marco-para-libertad.html> (最終アクセス日 2011年5月9日)

33) 2010年1月の段階では、フェルナンデス・デ・ラ・ベガは2010年2月から6月の間で法改正を行いたいとしていた。“La ley de la libertad religiosa no está en el congelador”, en *El País*, 16 enero 2010. [http://www.elpais.com/articulo/espana/Ley/Libertad/Religiosa/congelador/elpepiesp/20100116elpepinac\\_10/Tes](http://www.elpais.com/articulo/espana/Ley/Libertad/Religiosa/congelador/elpepiesp/20100116elpepinac_10/Tes) (最終アクセス日: 2011年5月15日)

34) “Ley prescindible”, en *El País*, 28 junio 2010. [http://www.elpais.com/articulo/opinion/Ley/prescindible/elpepiopi/20100628elpepiopi\\_2/Tes](http://www.elpais.com/articulo/opinion/Ley/prescindible/elpepiopi/20100628elpepiopi_2/Tes) (最終アクセス日 2011年5月8日)

35) またカトリック教会に与えられている公的資金享受の権限をスペインに著しく定着した他宗教宗派へと拡大する条項も含まれていたようである。“Ni crucifijos ni funerals católicos”, en *El País*, 13 junio 2010. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/crucifijos/funerals/catolicos/elpepisoc/20100613elpepisoc\\_2/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/crucifijos/funerals/catolicos/elpepisoc/20100613elpepisoc_2/Tes) (最終アクセス日 2011年5月15日)

ことを決定した。そして、11月になると、政治的コンセンサスが欠如している現状では時期尚早との理由で、法案提出は無期延期の運びとなった<sup>36)</sup>。この間、同年6月にはロドリゲス・サパテロ首相自身がバチカンを訪問し、教皇ベネディクト16世に謁見、またベルトーネ国務長官ともスペインにおける宗教関連の法改正について議論している<sup>37)</sup>。このロドリゲス・サパテロ政権の法改正への意図に対し、バチカン・ラジオ放送は「ホセ・ルイス・ロドリゲス・サパテロ首相による教会への新しい攻撃を意味する」と述べた<sup>38)</sup>。政教関係は冷え込み、2010年11月、バルセロナにあるサグラダ・ファミリア教会のバシリカ昇格時に教皇が聖別を訪れた際にも、ロドリゲス・サパテロ首相の式典等への列席は短時間に終わった<sup>39)</sup>。

### 公共の場における宗教的標章の撤去をめぐる

宗教的標章の使用は、スペインのみならず、広くヨーロッパ域内における信教の自由をめぐるコンフリクトへと発展している。たとえば、イタリア在住のラウスティという女性が、宗教的自由に基づいた教育を望み、子供が通う学校における十字架撤去を求めて裁判に訴えた「ラウスティ事件」がある。2002年に端を発し、2006年2月にはイタリア内閣が、十字架はイタリアの文化・歴史の象徴であり、また国民的アイデンティティの象徴でもあるとしてラウスティの訴えを退けたが、ラウスティはそれを是とせず、案件はストラスブールのヨー

---

36) “Zapatero achaca a la falta de consenso el frenazo de la ley de libertad religiosa”, en *El País*, 11 noviembre 2010. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Zapatero/achaca/falta/consenso/frenazo/ley/libertad/religiosa/elpepiscoc/20101111elpepiscoc\\_5/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Zapatero/achaca/falta/consenso/frenazo/ley/libertad/religiosa/elpepiscoc/20101111elpepiscoc_5/Tes) (最終アクセス日 2011年5月8日)

37) “Los obispos españoles vuelven a la ‘guerra de los crucifijos’”, en *El País*, 25 junio 2010. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/obispos/espanoles/vuelven/guerra/crucifijos/elpepiscoc/20100625elpepiscoc\\_2/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/obispos/espanoles/vuelven/guerra/crucifijos/elpepiscoc/20100625elpepiscoc_2/Tes) (最終アクセス日: 2011年5月15日)

38) “Zapatero busca su salvación con un conflicto ideológico”, en *El País*, 14 junio 2010. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Zapatero/busca/salvacion/conflicto/ideologico/elpepiscoc/20100614elpepiscoc\\_4/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Zapatero/busca/salvacion/conflicto/ideologico/elpepiscoc/20100614elpepiscoc_4/Tes) (最終アクセス日 2011年5月8日)

39) “Zapatero verá al Papa el 7 de noviembre en Barcelona”, en *El País*, 28 septiembre 2010. [http://www.elpais.com/articulo/espana/Zapatero/vera/Papa/noviembre/Barcelona/elpepiesp/20100928elpepinac\\_15/Tes](http://www.elpais.com/articulo/espana/Zapatero/vera/Papa/noviembre/Barcelona/elpepiesp/20100928elpepinac_15/Tes) (最終アクセス日 2011年5月15日)

現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」：公共の場からの十字架撤去をめぐるヨーロッパ人権裁判所へ持ち込まれた。2011年3月18日のヨーロッパ人権裁判所大法廷は、教室にかけられた十字架は「礼拝の対象物としてあるだけでなく」「市民的価値についての気高い原理を示す象徴である」とするイタリア政府の見解を支持し、学校の教室にある十字架は両親の信念に合致した子弟教育を保障する権利を侵害しないとしたのである<sup>40)</sup>。

この間、スペイン・カトリック司教協議会は一貫してイタリア政府支持の立場を表明しながら裁判のゆくえを見守っていたが<sup>41)</sup>、他方、十字架撤去を望むスペインの人々にとっても「ラウステイ事件」は自らの問題、つまりスペインにおける十字架やその他の宗教的標章の撤去をめぐるコンフリクトに関するレファレンスとして機能していることは、新聞の言説等から明らかである<sup>42)</sup>。

ロドリゲス・サバテロ首相は、2009年12月に「公立学校における十字架の撤去は現在のアジェンダには含まれておらず、適切な時期に、宗教的自由法がそれを解決することになるだろう」と述べた。しかしその後宗教的自由法改正の動きが止まっていることは既に言及したとおりである。実際には、アンダルシア、エストレマドゥーラ、カステリーヤ・ラ・マンチャ、カステリーヤ・イ・レオン、ガリシア等の自治州において公立学校で十字架がかかげられている割合が高いと指摘されているが、標章をめぐるコンフリクトの現状はどうなっているのか<sup>43)</sup>。以下、近年のいくつかの例を挙げてみたい。

---

40) 9年に及ぶ裁判の過程は以下の判決文で読むことができる。European Court of Human Rights. Grand Chamber, *Case of Lausti and others v. Italy*, Application no. 30814/06. [http://www.echr.coe.int/echr/resources/hudoc/lautsi\\_and\\_others\\_v\\_italy.pdf](http://www.echr.coe.int/echr/resources/hudoc/lautsi_and_others_v_italy.pdf) (最終アクセス日 2011年5月23日)

41) “Los obispos españoles vuelven a la ‘guerra de los crucifijos’”, en *El País*, 25 junio 2010.

42) たとえば2010年11月『エル・パイース』は「ヨーロッパ人権裁判所も2009年には生徒の信条と宗教的自由に鑑み、『宗教的表彰は子供の教育に関する両親の権利を冒涇するものだ』と判決した」と述べていた。“Una familia de Badajoz gana la batalla del crucifijo”, en *El País*, 10 noviembre 2010. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/familia/Badajoz/gana/batalla/crucifijo/elpepiscoc\\_9/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/familia/Badajoz/gana/batalla/crucifijo/elpepiscoc_9/Tes) (最終アクセス日 2011年5月15日)

43) “El Gobierno retirará los crucifijos si así lo establece la ley de libertad religiosa”, en *El País*, 3 diciembre 2009. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Gobierno/retirara/crucifijos/establece/ley/libertad/religiosa/elpepusoc/20091203elpepusoc\\_14/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Gobierno/retirara/crucifijos/establece/ley/libertad/religiosa/elpepusoc/20091203elpepusoc_14/Tes) (最終アクセス日 5月15日)

バダホス（エストレマドゥーラ自治州）近郊のアルメンドラレホでの件をまず提示しよう。ロレンソ・ロサダという教員は、エストレマドゥーラ最高裁判所において、子供の通う公立学校の教室から十字架やその他の宗教的標章を撤去することで、自治州行政側と和解した<sup>44)</sup>。行政側と数年にわたり交渉し続け、撤去がかなわなかったので裁判に訴えようとしたところ、行政側から和解案が提出されたのであった<sup>45)</sup>。

また 2011 年 2 月、アンダルシア高等裁判所は、治安警察隊員がアルモドバル・デル・リオ兵営での柱の聖母マリア像の撤去を求めた訴えに対して、「マリア像の受容は信仰告白のゆえになされるわけではなく、宗教的事実とは結びつかない。象徴的で感情的な情報の一局面に位置づけるべきで、歴史的伝統に答える以外の何ものでもない」として、その訴えを退けた<sup>46)</sup>。

2011 年 3 月 28 日には憲法裁判所第二法廷が、ボッシュ・バレロ弁護士が「無原罪の神秘における聖なる乙女マリアを守護聖人とするセビーリャ弁護士会に自らが所属する義務を負うのは宗教的自由に対する冒涇である」とした保護申し立てを退けた<sup>47)</sup>。

宗教的建造物を対象とする事件も起きつつある。2011 年 3 月には、マドリーダのコンブルテンセ大学ソモスアグア・キャンパス内礼拝堂が「襲撃」された。

---

44) しかしながらロサダは 2 教室のみという部分的な撤去に不満を述べてもいる。“La Justicia obliga a retirar los crucifijos de dos aulas de un colegio público extremeño”, en *El País*, 9 noviembre 2010. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Justicia/obliga/retirar/crucifijos/aulas/colegio/publico/extremeno/elpepusoc/20101109elpepusoc\\_6/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Justicia/obliga/retirar/crucifijos/aulas/colegio/publico/extremeno/elpepusoc/20101109elpepusoc_6/Tes)（最終アクセス日 2011 年 5 月 8 日）

45) “Los crucifijos son ya pocos, pero descolgarlos, no es fácil”, en *El País*, 11 noviembre 2010. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/crucifijos/pocos/descolgarlos/facil/elpepisoc/20101111elpepisoc\\_6/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/crucifijos/pocos/descolgarlos/facil/elpepisoc/20101111elpepisoc_6/Tes)（最終アクセス日 2011 年 5 月 8 日）

46) “El TSJA permite una imagen de la Virgen del Pilar en un cuartel”, en *El País*, 2 abril 2011. 原告は今後憲法裁判所に上告する予定であると述べている。 [http://www.elpais.com/articulo/andalucia/TSJA/permite/imagen/Virgen/Pilar/cuartel/elpepiespand/20110402elpand\\_10/Tes](http://www.elpais.com/articulo/andalucia/TSJA/permite/imagen/Virgen/Pilar/cuartel/elpepiespand/20110402elpand_10/Tes)（最終アクセス日 2011 年 5 月 8 日）

47) “El Tribunal Constitucional falla a favor de la virgen”, en *El País*, 7 abril 2011. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Tribunal/Constitucional/falla/favor/virgen/elpepisoc/20110407elpepisoc\\_7/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/Tribunal/Constitucional/falla/favor/virgen/elpepisoc/20110407elpepisoc_7/Tes)（最終アクセス日 2011 年 5 月 7 日）

現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」：公共の場からの十字架撤去をめぐる70名ほどの学生が礼拝堂に入り、そこで祈っていた3名の学生を前に、教会が女性に与える性別役割分担に反対する声明を読み上げたのち、数名が上半身裸になったのである<sup>48)</sup>。最終的には4名の学生が逮捕されたこの事件は、大学関係者のみならず一般の人々に、スペインに50校ある国公立大学のうち12大学でローマ・カトリック教による宗教礼拝が行われており、また国公立大学という公共の場にローマ・カトリック教の礼拝堂が設置されていることを再認識させるとともに、一部の教員が「脱宗教的」な大学を求める宣言を出す機会ともなった<sup>49)</sup>。

現在までのところ、スペインでは、公教育の空間における宗教的標章の是非に関する特定の規定は存在しない。それでも、徐々にではあるが、交渉をとおして、公共の場から宗教的標章は撤去されつつある。社会的にみて一定の撤去要請があることは確かである<sup>50)</sup>。たとえば、「脱宗教的ヨーロッパ協会 (Asociación Europa Laica)」は何年にもわたって公共の場からの宗教的標章の撤去を要求するキャンペーンを展開しており、また撤去交渉が決裂した場合の告訴に備えて作成したフォーマットを配布している<sup>51)</sup>。

---

48) “La batalla laica se libra ahora en el campus”, en *El País*, 20 marzo 2011. [http://www.elpais.com/articulo/sociedad/batalla/laica/libra/ahora/campus/elpepisoc/20110320/elpepisoc\\_1/Tes](http://www.elpais.com/articulo/sociedad/batalla/laica/libra/ahora/campus/elpepisoc/20110320/elpepisoc_1/Tes) (最終アクセス日 2011年5月8日); “Desnudas en la capilla de la Universidad Complutense”, en *ABC*, 11 marzo 2011. <http://www.abc.es/20110311/madrid/abcp-desnudas-capilla-universidad-complutense-20110311.html> (最終アクセス日 2011年5月8日) 大学の礼拝堂には多宗教で利用される共用の場になっているものもあるが、それはあくまで例外と考えるべきであろう。

49) “La policía detiene a cuatro jóvenes por el asalto a la capilla de la Complutense”, en *El País*, 19 marzo 2011. [http://www.elpais.com/articulo/madrid/policia/detiene/jovenes/asalto/capilla/Complutense/elpepiespmad/20110319elpmad\\_3/Tes](http://www.elpais.com/articulo/madrid/policia/detiene/jovenes/asalto/capilla/Complutense/elpepiespmad/20110319elpmad_3/Tes) (最終アクセス日 2011年5月20日)

50) Ollero, Andrés, *España: ¿Un estado laico?*, Cizur Menor, Editorial Aranzadi, 2005, p. 190.

51) [http://laicismo.org/antiguo/PHP/p\\_documento.php?id=6573](http://laicismo.org/antiguo/PHP/p_documento.php?id=6573) (最終アクセス日 2011年5月15日) また以下の文献を参照されたい。Delgado, Francisco (et al.), *Aprender sin dogmas. Enseñanza laica para la convivencia*, Santander, Milrazones, 2011, pp. 167–172.

## おわりに

現代スペイン社会では、信仰は個人レベルの事象になるとともに、個人の信仰表明のあり方にも差異が生まれている。信仰表明が私的な場に移りつつある現状は、宗教的な社会心性は存在しないという結論に結びつくものなのだろうか。

宗教的標章の撤去をめぐる訴訟の増加は、宗教的自由を求める声があるという事実を反映すると思われる。しかし、このように特定の宗教を信じない自由をめぐる法廷闘争が起こるなかで、特定の宗教を信じ、それを公に表明する自由を求める権利の主張も頻繁になされている。たとえば、2006年1月には、スペイン・カトリック司教協議会は第二バチカン公会議での『信教の自由に関する宣言』発布40周年の記念式典をとりおこなった<sup>52)</sup>。この宣言は、公私を問わず全ての人間が正統な範囲で自らの信条にしたがって信教の自由に対する権利をもつとする宣言であり、ローマ・カトリック教の信徒が自由意志によって自らの宗教、ローマ・カトリック教を信仰する権利を要求するためのよりどころである。宗教をめぐるあらゆる差別に反対し、ローマ・カトリック教を信じることによって人々が社会から排斥されることのないよう求めるものでもある。記念式典では、教皇庁法律文書評議会議長エランス・カサド枢機卿が「脱宗教性の概念が『脱宗教主義 (laicismo) もしくは不可知論的な独裁』になってしまうこともあるように、民主主義・多元主義を標榜する諸政権の法システムは、時には、宗教的自由を尊重しているとするには不十分であることもある」と述べた。

政教分離の規定がより明確な「分離システム」が採用されている隣国フランスとは異なり、スペイン国家と教会との間の関係は「調整システム」の政教関係に分類されるが<sup>53)</sup>、現代スペイン社会における心性は、脱宗教化の進展と宗

---

52) <http://www.conferenciaepiscopal.es/index.php/notas/2006/698-acto-conmemorativo-del-40o-aniversario-de-la-declaracion-dignitatis-humanae.html> (最終アクセス日 2011年5月8日)

53) Prieto, Vicente, *Relaciones Iglesia-Estado. La perspectiva del Derecho Canónico*, Salamanca, Publicaciones Universidad Pontificia de Salamanca, pp. 111-117.

現代スペインにおける社会心性としての「世俗化」：公共の場からの十字架撤去をめぐる  
教性への回帰とのあいだで揺れ動いているように見える。公共の場からの宗教  
的標章の撤去を求める動きに象徴されるように、多数派の信仰であるローマ・  
カトリック教の政治的・社会的影響力を再考しようとする動きが存在するのは  
事実である。しかし、この状況は宗教的自由を逆手にとった教会の「逆襲」を  
生む契機となる可能性をも秘めている。また、2000年以降の移民増加にみられ  
るように、グローバリゼーションの進展にともなってイスラム教信徒の存在感  
が増す中では、国家が打ち出す「世俗化」「脱宗教主義」の思考にも動揺がみえ  
る。信仰を自由に表明する個人の権利を容認しようとする思考と宗教的自由を  
外的にどこまで広げうるのかを疑問視する思考との間で、解決困難な難問が存  
在する。はたして、今後スペインは、世俗化をなしとげ、諸宗教に対する中立  
性を保持しうる国家となるのだろうか<sup>54)</sup>。宗教的標章を掲示することは私的領  
域に限定されるべき行為と判断されるのか、それとも公共の場においても容認  
されるべき権利の行使とされるのか。このような宗教的な事象をめぐるの私  
的な場と公共の場との区分には未だ全員が賛同する回答はないとするレモン  
の言は、スペインのケースを考察する場合においても重い意味を持っているとい  
えるであろう<sup>55)</sup>。

本稿執筆にあたっては、2010年9月14日に開催された日本カトリック神学会第22回大  
会における報告に基づいて加筆した。また本稿は、平成21-23年度科学研究費補助金「宗  
教と国家：スペインにおける戦争犠牲者の祈念をめぐる一考察」(課題番号21510296)に  
よる成果の一部である。

---

54) Murgoitio, José Manuel, *Igualdad religiosa y diversidad de trato de la Iglesia católica*, Pamplona, EUNSA, 2008, pp. 265-299.

55) レモン, ルネ『政教分離を問いなおす』青土社, 2010年, 頁151。